

2020年5月12日

神奈川県知事
黒岩 祐治様

神奈川県保険医協会
理事長代行 田辺 由紀夫
横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2
TS プラザビルディング 2F

マイナンバーカードの交付事務等の当面の中止を求める緊急要請書

地域住民の生活・健康確保に対する貴職のご尽力に敬意を表します。私たちは、県民の健康を守るため第一線医療を担う神奈川県下の医科・歯科開業保険医6400名で組織する団体です。

新型コロナウイルス感染症対策として、国民一人あたり10万円を配る「特別定額給付金」の申請が5月1日より始まりました。先行してオンライン申請が始まっていますが、正確な情報提供が乏しい中、「郵送よりも早く給付金を受け取れる」との触れ込みで、マイナンバーカードの新規発行や署名用電子証明書のパスワード再発行の手続きなど、全国各地の市・区役所、町村役場で住民が殺到する事態が生じています。

マイナンバーカードの交付は、平時でも1カ月以上の期間を要するため、同カードを持っていない方は郵送申請のほうが早く給付金を受け取れます。つまり、現時点での同カードの交付申請は無駄に終わります。なにより、緊急事態宣言を受けて住民に外出自粛を呼びかけている自治体が、感染リスクの高い“3密”を作り出してしまうことは本末転倒であり、地域の医療崩壊のリスクを高めることとなります。すでに神奈川県警は4月16日より、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、運転免許証の更新等に係る業務を休止しております。

いま、地方自治体に求められていることは、①住民を新型コロナウイルスに感染させない、②地域医療を崩壊させない、③特別定額給付金を確実に支給する——の3点だと考えます。県下市町村も神奈川県警の対応に倣い、マイナンバーカードの交付事務を当面中止することが妥当と考えます。

つきましては、県下全市町村に対し、下記の項目を要請していただきますよう、緊急の対応をお願い申し上げます。

1. マイナンバーカードの新規の交付、署名用電子証明書の発行および有効期限の更新、署名用電子証明書暗証番号の初期化に係る窓口での事務手続きを当面中止すること。
2. マイナンバーカードを取得していない住民に対しては、特別定額給付金の申請を郵送方式で行うよう、周知を徹底すること。
3. 上記2項目の広報活動を重点的に行い、役所（役場）内に“3密”が作られないよう万全を期すこと。

以上

《この件に関する連絡先》

神奈川県保険医協会
電話 045-313-2111
事務局 知念

2020年5月12日

●●市長
●● ●●様

神奈川県保険医協会
理事長代行 田辺 由紀夫
横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2
TS プラザビルディング 2F

マイナンバーカードの交付事務等の当面の中止を求める緊急要請書

地域住民の生活・健康確保に対する貴職のご尽力に敬意を表します。私たちは、県民の健康を守るため第一線医療を担う神奈川県下の医科・歯科開業保険医6400名で組織する団体です。

新型コロナウイルス感染症対策として、国民一人あたり10万円を配る「特別定額給付金」の申請が5月1日より始まりました。先行してオンライン申請が始まっていますが、正確な情報提供が乏しい中、「郵送よりも早く給付金を受け取れる」との触れ込みで、マイナンバーカードの新規発行や署名用電子証明書のパスワード再発行の手続きなど、全国各地の市・区役所、町村役場で住民が殺到する事態が生じています。

マイナンバーカードの交付は、平時でも1か月以上の期間を要するため、同カードを持っていない方は郵送申請のほうが早く給付金を受け取れます。つまり、現時点での同カードの交付申請は無駄に終わります。なにより、緊急事態宣言を受けて住民に外出自粛を呼びかけている自治体が、感染リスクの高い“3密”を作り出してしまうことは本末転倒であり、地域の医療崩壊のリスクを高めることとなります。

いま、地方自治体に求められていることは、①住民を新型コロナウイルスに感染させない、②地域医療を崩壊させない、③特別定額給付金を確実に支給する——の3点だと考えます。

つきましては、下記の項目に対し、緊急の対応をお願い申し上げます。

4. マイナンバーカードの新規の交付、署名用電子証明書の発行および有効期限の更新、署名用電子証明書暗証番号の初期化に係る窓口での事務手続きを当面中止すること。
5. マイナンバーカードを取得していない住民に対しては、特別定額給付金の申請を郵送方式で行うよう、周知を徹底すること。
6. 上記2項目の広報活動を重点的に行い、役所（役場）内に“3密”が作られないよう万全を期すこと。

以上

《この件に関する連絡先》
神奈川県保険医協会
電話 045-313-2111
事務局 知念